

令和4年4月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和4年4月21日（木）13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木 文夫	教育長
田中 とし子	委 員
渡邊 亮治	委 員
西堀 政幸	委 員
天野 美香	委 員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
増田 義和	学校教育課 課長補佐兼子ども育成係長
朝比奈 誠	生涯学習課 課長補佐兼図書係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
中堀 啓司	生涯学習課 社会教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

開会に引き続き、4月1日付けで教育委員会事務局に配属された職員の紹介を行った。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 渡邊 亮治 委員を選出。

3 3月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4 教育長報告事項

4月事業報告及び5月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

教育長

新聞記事を参考に何点か報告する。

まず、3月23日に開催された寿大学閉講式の様子が掲載された。76人が受講し、最高齢は94歳の方が2人、全体で78%の方が修了した。

同じく3月23日に開催された4中学校の閉校式の記事が掲載された。教育委員の皆様には各中学校で、校旗の受領、閉校宣言を行っていただき感謝する。

3月27日付けの新聞には、新下田中整備が完了との見出しとともに、下田中学校の概要を紹介する記事が掲載された。

3月28日には子ども子育て会議からの答申を受領した。内容については、3月定例会で報告した内容である。

同じく3月28日には、交通安全協会下田地区支部下田分会女性部と下田市交通安全母の会から新入学児童に対して防犯ブザーと交通安全読本を寄贈いただいた。

3月31日付けの新聞には、閉校する4中学校の閉校記念誌を紹介する記事が掲載された。

4月1日付けの新聞では、下田中学校のシンボル像の修復の様子が紹介された。松崎町在住の彫刻家高橋忠さんにより修復されたもので、大きな被害を受けた像もあったが、修復した痕跡も分からないような素晴らしい修復作業であった。

4月5日付けの新聞には、スクールバスを始めとした下田中学校の通学支援の状況、国道136号、本郷交差点の路側帯カラー舗装、ラバーポール設置の様子が紹介された。

4月8日には、㈱クックランド様から屋内運動場に設置する校歌額の寄贈をいただいた。㈱クックランド様からは、校訓額についても寄贈いただくこととなっている。

また、開校式に下田ライオンズクラブ様から寄贈いただいた下田中学校の新しい校旗の紹介記事が掲載された。

生涯学習課から報告があったとおり、4月11日には、静岡県ふじのくに文化保存・活用推進団体に認定された山随権現祭り保存会、蓮台寺大日如来保存会の2団体が市長に認定の報告を行った。

4月12日には、皆様に出席いただいた下田中学校整備工事落成式が開催された。

4月13日には、同じく出席いただいた、下田中学校開校式が開催された。

開校宣言、旧4中学校代表生徒による誓いの言葉、下田ライオンズクラブ様からの校旗寄贈、静岡大学伊藤先生による校章、ロゴ、エンブレムの紹介やミマス氏による校歌のお披露目が行われた。

新聞記事には、開校式に合わせ、通学路での交通指導の様子も紹介されている。通学時の交通指導の件については、後ほど報告する。

教育長報告事項について、質疑等があればお願いしたい。

全委員

特になし。

教育長

それでは、教育長報告事項は承認するものとする。

5 議事

- (1) 報第4号 専決処分の承認を求めることについて
専第4号 下田市公民館長の任命について
- (2) 報第5号 専決処分の承認を求めることについて
専第5号 下田市青少年補導センター補導員の委嘱について
- (3) 報第6号 専決処分の承認を求めることについて
専第6号 下田市社会教育委員の委嘱について
- (4) 報第7号 専決処分の承認を求めることについて
専第7号 下田市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (5) 報第8号 専決処分の承認を求めることについて
専第8号 社会教育指導員の任命について
- (6) 報第9号 専決処分の承認を求めることについて
専第9号 下田市スポーツ推進委員の委嘱について
- (7) 報第10号 専決処分の承認を求めることについて
専第10号 下田市立図書館協議会委員の任命について

教育長

報第4号専決処分の承認を求めることについて、専第4号下田市公民館長の任命について、報第5号専決処分の承認を求めることについて、専第5号下田市青少年補導センター補導員の委嘱について、報第6号専決処分の承認を求めることについて、専第6号下田市社会教育委員の委嘱について、報第7号専決処分の承認を求めることについて、専第7号下田市公民館運営審議会委員の委嘱について、報第8号専決処分の承認を求めることについて、専第8号社会教育指導員の任命について、報第9号専決処分の承認を求めることについて、専第9号下田市スポーツ推進委員の委嘱について、報第10号専決処分の承認を求めることについて、専第10号下田市立図書館協議会委員の任命についてを議題とする。

一括説明とし、個別審議をお願いしたいが、よろしいか。

全委員

異議なし。

生涯学習課長

報第4号から報第10号は、生涯学習課所管の専決処分の承認を求めるもので、7件を一括報告する。

下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、専決した事件の承認を求める。

報第4号、専第4号は 下田市公民館長の任命についての専決処分の承認を求めるもので、提案理由は、任期満了によるもの。

下田市公民館設置管理条例第4条及び、下田市公民館長の任期を定める規則第2条の規定に基づき、今期より中央公民館に加え、稲生沢公民館及び朝日公民館の館長も、生涯学習課長が兼務することとした。

任期については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とする。

報第5号、専第5号は下田市青少年補導センター補導員の委嘱についての専決処分
の承認を求めるもので、下田市青少年補導センター設置規則第3条の規定に基づ
き、各学校の保護者及び教諭等36名に補導員の委嘱を行った。

任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

報第6号及び報第7号は、人事異動に伴う下田市校長会の組織変更によるもの
で、前任委員の残任期間を委嘱した。

社会教育委員、公民館運営審議会委員は同一の方に委員を委嘱した。

報第6号、専第6号は 下田市社会教育委員の委嘱についての専決処分の承認を
求めるもので、下田市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、浜崎小学校菊池校
長及び下田中学校山梨校長を令和4年4月1日から令和5年5月31日までの前任
委員の残任期間を委嘱した。

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する
諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べ、社会教育推進のために必要な
調査研究を行うもの。

報第7号、専第7号は下田市公民館運営審議会委員の委嘱についての専決処分の
承認を求めるもので、下田市公民館設置管理条例第6条の規定に基づき、社会教育
委員と同一の方を委嘱したもので、任期は社会教育委員と同様である。

公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ公民館の各種事業の企画の実施につ
いて調査・審議する。

報第8号、専第8号は社会教育指導員の任命についての専決処分の承認を求め
るもので、社会教育指導員設置規則第3条の規定に基づき、任期満了となった藤井建
彦氏を引き続き任命した。

寿大学を中心に、成人活動推進事業の指導を行う。

報第9号、専第9号は下田市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認
を求めるもので、下田市スポーツ推進委員規則第3条及び第4条の規定に基づき、
9人の委員を委嘱したもので、全員が再任となる。

任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間。

スポーツ推進委員は、スポーツ推進法第32条に基づき、スポーツ事業実施の連
携調整、住民に対する実技指導、助言を行うもので、ポッチャ及びグラウンドゴル
フ教室、大会の実施、下田河津間駅伝大会等のスポーツイベントの支援・協力、競
技スポーツの振興、スポーツ団体の育成に尽力していただく。

報第10号、専第10号は下田市立図書館協議会委員の任命について専決処分の承
認を求めるもので、提案理由は、学校教育関係者から任命されている委員の異動に
よるもの。

図書館協議会は、図書館の運営、管理及びあり方について、意見を求める機関で
ある。

図書館法第15条及び、下田市立図書館設置管理条例第7条の規定に基づき、前
任委員の残任期間を委員として委嘱するもので、稲生沢小学校桑原校長を、令和4
年4月1日から令和5年3月31日までの任期で委嘱した。

教育長 それでは、報第４号専決処分の承認を求めることについて、専第４号下田市公民館長の任命について、質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 報第４号専決処分の承認を求めることについて、専第４号下田市公民館長の任命については、原案のとおり承認するものとする。

教育長 報第５号専決処分の承認を求めることについて、専第５号下田市青少年補導センター補導員の委嘱について質疑等あればお願いしたい

全委員 特になし。

教育長 報第５号専決処分の承認を求めることについて、専第５号下田市青少年補導センター補導員の委嘱については、原案のとおり承認するものとする。

教育長 報第６号専決処分の承認を求めることについて、専第６号下田市社会教育委員の委嘱について、質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 報第６号専決処分の承認を求めることについて、専第６号下田市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとする。

教育長 報第７号専決処分の承認を求めることについて、専第７号下田市公民館運営審議会委員の委嘱について質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 報第７号専決処分の承認を求めることについて、専第７号下田市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとする。

教育長 報第８号専決処分の承認を求めることについて、専第８号社会教育指導員の任命について、質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 報第８号専決処分の承認を求めることについて、専第８号社会教育指導員の任命については、原案のとおり承認するものとする。

教育長 報第 9 号専決処分の承認を求めることについて、専第 9 号下田市スポーツ推進委員の委嘱について、質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 報第 9 号専決処分の承認を求めることについて、専第 9 号下田市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとする。

教育長 報第 10 号専決処分の承認を求めることについて、専第 10 号下田市立図書館協議会委員の任命について、質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 報第 10 号専決処分の承認を求めることについて、専第 10 号下田市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり承認するものとする。

(8) 議第 14 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 議第 14 号要保護及び準要保護児童生徒の認定について、この件については特定の個人に対する情報が含まれる案件のため、非公開での審議をお願いしたい。

全委員 異議なし。

教育長 議第 14 号要保護及び準要保護児童生徒の認定について、は非公開で審議を行うこととする。

～非公開審議～

教育長 議第 14 号要保護及び準要保護児童生徒の認定については原案のとおり承認するものとする。

＜非公開での審議＞

認定 3 件

6 協議報告事項

教育長 事務局から協議報告事項があれば、お願いしたい。

学校教育課長 配付した資料に基づき、下田中学校通学の状況について報告する。
通学方法の内訳については、徒歩通学 74 人、自転車通学 70 人、70 人には、下田駅まで自転車通学、下田駅から路線バス通学の 4 人を含んでいる。

鉄道と路線バスを利用した通学 2 人、路線バス通学 219 人、スクールバス通学は 2 台で 49 人、学校の承認を受けた保護者送迎が 3 人となっている。

自転車通学者の内訳については、大賀茂、吉佐美地区生徒が 45 人、稲生沢地区 8 人、下田地区 10 人、白浜・浜崎地区 7 人となっている。

先ほど教育長からも報告したところであるが、4 月 13 日の開校式から 20 日までの平日 6 日間、登下校の時間帯に通学路の安全点検及び街頭指導を実施した。

内容については、子どもの移動経路安全推進会議で、令和 3 年度に通学路の安全対策について検討した、本郷交差点の路側帯のカラー舗装、ラバーポール設置個所や、敷根 1 号線横断歩道のカラー舗装、電柱への看板設置、自転車通学の推奨ルート等の内容についての点検、生徒への安全指導を行うとともに、路線バスを利用して通学する生徒に対して、下田駅での乗り換え指導等を行った。

実施にあたっては、初日には下田中学校 P T A の方にも 10 人程度参加していただき、教職員、庁内関係課、下田土木事務所、下田警察署にも協力いただいた。

点検を実施した際の細かな課題は、子どもの移動経路安全推進会議で検討し、対応し、併せて生徒の安全指導については学校にもお願いする。

また、路線バスについては、白浜線、大沢口線、高根山口線等はかなりの生徒が乗車しており、バス会社に依頼し、中型バスから大型バスに変更する等の対応をしている。

混雑しているバスの状況について、保護者の方から密になることに対しての不安の声もあるが、バス会社からは、換気のために、外気を取り入れることにより、3 分程度で空気が入れ替わるバスの構造や、抗菌、抗ウイルス対策として光触媒により菌を不活性化する対策も行っている旨の説明を受けている。

教育長 報告に対し、質疑等があればお願いしたい。

天野委員 白浜線の登校時は、当初大変混雑していたと聞いていたが、対応を伺い安心している。

教育長 バス会社にも路線毎の乗車生徒数を伝えてあるが、配車の関係で、初日は中型バスでの運行となり、かなりの混雑が見受けられたため、翌日から大型バスでの運行を依頼し、余裕が見られるようになった。

事務局からは、乗車生徒が多い路線、時間帯については、なるべく大型バスを運行するようにバス会社に依頼している。

バス会社とは学校も含め、定期的に打合せを行っていくこととしているため、その都度要望を伝えて行く。

天野委員 下校時のバスについては、出発時に学校で放送があると聞いた。
それぞれのバスに乗車する生徒の名簿を先生方は持っているのか。

教育長 学校には、路線別の乗車生徒名簿を渡しているが、下校時は、水曜日以外は、部

活動の参加、不参加により乗車時間が異なるため、乗車人員を把握することは困難であるが、現状では、生徒が乗り遅れないように、教職員が、路線毎に生徒を誘導している。

初日、二日目には、他路線のバスに乗車してしまった生徒や、目的の路線バスに乗車できなかった生徒もいたが、現在は生徒も大部慣れてきたようである。

天野委員 乗車するバスが、混雑しているため、下田駅まで歩いて帰った生徒もいたと聞いた。

教育長 下田駅まで歩いて、下田駅からバスに乗車した生徒もいたようだ。
特に学校としても、必ずバスに乗車しなさいと指導している訳ではなく、生徒の自己判断に任せて良いのかと思う。
また、一部路線で下校時間とバスの出発時間に差がある路線があるが、それについては、バス会社にダイヤ変更、増便を依頼している。
バス会社の対応ができない場合は、バスを待っている時間は図書館で生徒に読書をさせる等検討している。
下校バスへの対応についてはもう少し時間がかかるのかと考えている。
自転車通学については、心配されるところであるが、学校、保護者の指導をお願いしながら、常に注意喚起を行っていきたい。

田中委員 保護者送迎の生徒が3人との説明であったが、これらの生徒は通年保護者が送迎するのか。

教育長 保護者送迎の生徒については、特別支援学級に通級する生徒や、持病がある生徒で、学校に送迎の申請をしたと聞いている。

学校教育課長 1人は他町からの区域外就学の生徒である。

教育長 区域外就学生徒に対する、通学費補助は交付しないのか。

学校教育課長 区域外就学生徒は補助対象外である。

田中委員 その他の保護者送迎生徒に対する通学費支援はどのようになっているのか。

学校教育課
課長補佐 特別支援学級に通級する生徒の場合は、3月定例会で審議いただいた、特別支援教育就学奨励費交付要綱に基づき、通学費実費相当額を交付している。

普通学級に通級する生徒で、やむを得ず保護者が送迎する場合の支援としては、小中学校通学費補助金交付要綱に基づく内規により、学期毎に18,000円を交付することとしている。

また、先ほどの通学時の白浜線のバスの混雑の件であるが、下田駅経由で下田中

学校へ到着する便に生徒が集中しているため、比較的空いている、1本早い下田駅乗換便で通学する生徒もあり、分散傾向にある。

天野委員 今後、社会人や大学に進学した場合、必ず電車、バス等の乗り継ぎが必要となってくるので、早いうちから自分で考えることで、良い経験になると思う。

教育長 色々な経験をしながら生徒には成長してもらいたい。
交通指導員を務めている西堀委員に伺うが、旧町内に交通指導員の方はいらっしゃるのか。

西堀委員 旧町内の交通指導員は1人のみで、その方も高齢で、他地区から移動されてきた方である。

旧町内については、地元区を通じて指導員の募集をお願いしているが、ここ何年か指導員が不在の状況が続いている。

教育長 毎日早朝からボランティアで交通指導をしていただき、子ども達、教育委員会、学校は非常に感謝している。

交通指導員も大変な仕事で、後継の方をお願いするのも非常に大変だと思う。

保護者の皆さん、地域の皆さんも含め、ご理解、ご協力を得ながら、交通安全対策を推進していきたいと思う。

今後も様々な面から調査検証し、その都度、皆様に報告させていただく。

その他、協議報告事項があれば、お願いする。

生涯学習課長 令和3年度本郷公民館解体工事に起因する、建物損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、予備費を充当し、専決処分を行い、5月30日開催の市議会全員協議会に報告するので、事前に教育委員会に報告する。

概要・状況については、令和3年度本郷公民館解体工事に伴い、昨年9月1日に事前調査、本年1月19日に事後調査を実施した本郷公民館地盤変動影響調査業務の報告書に基づき、損傷状況を確認したもの。

損害賠償及び和解の相手方は、下田市西本郷在住のA氏に対し、本件について、損害賠償金383,900円を支払い、本件示談のほか、本調査に係る部分の損害に対して、双方異議申し立ては行わないことを確認した。

なお、3月25日をもって本解体工事は完了している。

次に、今後の方針として、その後、対象建物に新たな影響が生じ、本工事が原因によると特定された場合は、双方協議の上、適切に対応することとしている。

民法第724条に基づき、損害賠償請求権の期間においては、適切に対応して欲しいとの相手方の要望に対しての市の方針を示した。

当該建物は、1階が駐車場で、振動が伝わりやすく、解体工事に使用する重機についても大きなものから小さなものに変更する等、振動が伝わらないように、でき

る限り配慮をしていたが、それでも細かい損傷が発生した。

元々損傷が多く、所有者の方も心配されていた。

損傷個所については、建物内外併せて 22 箇所、亀裂自体は全体で 3 センチ程度、1 箇所当たり数ミリが拡大したという報告を受けている。

教育長 質疑等あれば、願いたい。

全委員 特になし。

教育長 他に協議報告事項があれば願います。

学校教育係長 二点報告する。

一点目は、下田中学校に関する、ロゴ、スクールカラー、エンブレム、シンボルイラスト等を作成いただいた、静岡大学教育学部伊藤先生の監修による、デザインマニュアルを配布した。

ロゴ、スクールカラー等のデザインの表示方法を示したもので、後ほどご覧いただきたい。

二点目は、下田中学校開校にあたり、校歌・校訓額、校旗等、市内事業所、団体から寄贈をいただいている。

下田中学校に限らず、市内小学校に対しても備品の寄贈をいただいていることもあり、事業所、団体に対して教育長感謝状を贈呈したい。

現在、教育委員会においては、感謝状贈呈に関する基準等は定められていないため、その都度、教育委員会で協議し、感謝状を贈呈することとしたい。

現在のところ、下田中学校への校歌・校訓額を寄贈いただいた事業所、校旗の寄贈をいただいた団体、7 小学校に備品の寄贈をいただいた事業所、下田中学校サーフィン部に対し、来月ボード、ウェットスーツ等を寄贈いただくこととなっている事業所を対象としたい。

教育長 教育委員会として協議していただき、教育長名で感謝状を贈呈するということがよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 小学校、中学校とも地域の方から様々な形で寄贈をいただき、大変感謝している。このような期待に応えるため子ども達にも頑張ってもらいたいと思う。その他質疑等あれば願いたい。

田中委員 下田中学校サーフィン部に対する寄贈の話も出たが、サーフィン部へ入部する生徒は何人程度か。

また、サーフィン部に入部するために市内に移住された方などはいるのか。

教育長 今時点では、1年生は部活動の見学、仮入部の状態であるが、先日サーフィン部の活動を見学した際には10人の生徒が活動しており、うち6人が経験者、4人が初心者と聞いている。

平日は、学校で練習することとなっており、生徒達は一生懸命ウエイトトレーニングを行っていた。

正式入部は連休明けとなるため、人数変更の可能性はある。

学校教育課 サーフィン部設置の報道がされた際には、大阪府在住の方から問い合わせがあったが、今時点では、サーフィン部入部目的の移住者はいない。

教育長 今時点では、始まったばかりであるが、今後、本格的に海での活動が始まれば、そのような可能性も考えられる。

その他、協議報告事項、質疑等よろしいか。

全委員 特になし。

教育長 それでは、協議報告事項は終了する。

7 その他

教育委員会 5月定例会を5月27日（金）13時30分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

8 閉会

4月定例会 4月21日（木）14時45分開会。

教育長 14時45分に閉会を宣す。

会議録署名人